

昭和四十一年三月十日

議員歳費等に関する調査会

委員長	宮澤俊彦
同	細川隆元
同	大濱英子
同	鈴木隆夫
同	佐藤基智三
同	佐藤 功
同	佐藤 運夫
参考人	佐藤 運夫

事務総長

衆議院議長 山口喜久一郎 殿

議員歳費等に関し、別紙のとおり答申いたします。

(別紙)

答申

本調査会は、昨秋以来、国会議員歳費のあり方等に關し、議員なら
びに各界の意見、要望をも窮きつづ、慎重に調査審議を行なつてきた。
ここに、その結果を左記のとおり答申する。

議員の歳費は、全国民の代表たる国会議員がその重要な旅費を適額
なく遂行することについての報酬であり、その意味において、ほんら
い面世がよることによって提供すべき俸給のものである。それだけに、歳費
の額もおよびその金庫等は、広く国民の納得を得ることのできるより、
合理的かつ明瞭なものでなければならぬ。

この観点からすれば、現行の歳費等の制度は、必ずしも右の要請に

昭和五十七年七月二十一日

議員関係経費等に関する調査会

委員長	高辻正己
同	細川隆元
同	近藤英明
同	佐藤 功
同	知野虎雄
参考人	藤井貞夫

事務総長

衆議院議長 福田 一 殿

議員関係経費等に関し、別紙のとおり答申いたします。

議員歳費等

議員の歳費は、現在月額八十八万円が課税対象として支給され
ているが、これは国会議員がその地位にふさわしい生活を維持す
るための報酬として受けるものであり、そのあり方については、
公正な第三者の機関としての人事院の給与に関する勧告に準拠し
て定められる仕組みの、現行の体系を維持することを相当と認め
る。

議員互助年金

議員互助年金は、他の年金と単純に比較し難い特殊な性格もあ
り、これを根本的に検討するにはなお相当の期間を必要とし、ま
た、併給調整の問題など関係各方面における今後の各種公的年金
制度の全般的な論議の段階で、統一的な検討を待つて調整するの

(目) 議案類印刷費 予算・実績額等調

(参議院)

区 分	根拠 規則 ※	令和元年度 (平成31年度) 当初予算額	平成30年度 実績見込額
予算書	27条	17,617,000	19,876,874
決算書	27条	19,134,000	18,950,453
法律案	24条 27条	32,533,000	31,520,643
小 計		69,284,000	70,347,970
委員会会議録	58条	206,971,000	201,266,598
公報	253条 (国73条)	39,014,000	40,118,736
委員会報告書	72条	5,752,000	5,209,770
質問・答弁	153条	20,140,000	17,178,230
官報	86条	5,130,000	5,035,503
本会議録	160条	9,888,000	9,407,550
請願	165条	11,285,000	10,042,172
会議録速報版	※※	4,707,000	6,056,200
その他		36,825,000	31,111,227
小 計		339,712,000	325,425,986
合 計 ※※※		408,996,000	395,773,956

※ 記載の根拠規則は公報の国会法73条を除き参議院規則

※※ 参議院運営委員会理事會了承事項 (平成7年2月)

※※※ 特殊要因分 (改選関係経費) を除く。

(目) 議案類印刷費 予算・実績額等調

(参議院)

区 分	根拠 規則 ※	平成30年度 当初予算額	平成29年度 実績額
予算書	27条	17,297,000	16,728,017
決算書	27条	18,786,000	19,273,585
法律案	24条 27条	35,344,000	25,013,033
小 計		71,427,000	61,014,635
委員会会議録	58条	224,856,000	168,113,464
公報	253条 (国73条)	42,385,000	36,603,006
委員会報告書	72条	6,249,000	4,613,001
質問・答弁	153条	21,880,000	15,177,669
官報	86条	5,573,000	5,159,297
本会議録	160条	10,743,000	7,912,962
請願	165条	12,260,000	10,132,139
会議録速報版	※※	5,113,000	4,228,087
その他		40,007,000	38,530,054
小 計		369,066,000	290,469,679
合 計		440,493,000	351,484,314

※ 記載の根拠規則は公報の国会法73条を除き参議院規則

※※ 参議院運営委員会理事會了承事項 (平成7年2月)

令和元年5月16日
(衆)議運理事会了承

ペーパーレス化の進め方について(案)

質問主意書及び答弁書について、下記のとおり、ペーパーレス化を実施する。

- ・ 全議員配付を取り止め、院内イントラ・衆議院ホームページに掲載されるものを閲覧することとする。
- ・ 一切の印刷を取り止め、事務局で作成した文書を以て転送手続きを行う。
- ・ 答弁書については政府提出の副本を質問者本人に手交する。
- ・ システムの構築及び検証作業期間が必要なため、次国会（第199回国会）において試行の上、次々国会（第200回国会）召集日以降、実施する。
- ・ 削減効果は、約5,000万円（平成29年度決算額50,099,656円）から必要な初期経費（約400万円）を差し引いた額（約4,600万円）の見込み。
- ・ 上記の実現のために、本会議において、衆議院規則の改正を行う。

※その他のペーパーレス化については、引き続き協議する。

直しのために、しかるべき周知期間も考慮しながら、新たな選挙制度を確立すべく対応を講ずる必要がある。

○民進 本専門委員会での議論を受け、来年の参議院議員通常選挙に向けた意見集約を行った。最も多かった意見は、選挙制度について議論をする前提として、人口動態や社会情勢が大きく変化していく中、二院制の下で、今後参議院が果たすべき役割を明確にする必要があるということである。一方、現実的には、来年の参議院議員通常選挙に向けた議論を進めなければならぬので、長期と短期に分けた議論をすべきである。

まず、長期的な議論としては、本専門委員会の類会議である参議院改革協議会に対して、衆議院と参議院の役割や位置付けを明確にした上で、参議院の権能や役割、それにふさわしい議員定数などについて議論すること求め、その結論を得た上で、改めて、参議院にふさわしい選挙制度について検討することを提案する。

その上で、短期的な議論として、来年の参議院議員通常選挙に向けて、二つの考え方を提案する。まず一つ目は、累積投票制による連記制を導入する案である。本専門委員会においても議論されてきたが、最高裁判決において、投票価値の平等とは議員一人当たりの人口であるとは明確には述べられておらず、「議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等」であると明示されている。このことから、裁量権を有する国会が、最高裁の言う「投票の有する影響力」についてしっかりと解釈した上で連記制を導入することは、最高裁判決の趣旨に反するものではない。その上で、参議院は、衆議院とは異なり、国民各層の多様な民意の反映が求められていることから、連記制の中でも投票の有する影響力が発揮されやすく、より多様な民意の反映が可能となる累積投票制がより適切である。

二つ目は、平成29年最高裁判決で示された累次の大法廷判決における参議院選挙制度の在り方に関する基本法理を踏まえ、立法府として都道府県単位の選挙区の意義を明らかにし、かつ、当該意義に基づき二院制における参議院の役割を実現するための委員会設置等の制度改革を行った上で、一定の人口較差をやむを得ないものと認めつつ合区制度を廃止し従前の方法で定数配分する案である。

繰り返しになるが、選挙制度に関する議論は長期と短期に分けるべきである。短期的には、本専門委員会、今ほど述べた2案を中心に議論していただくこと、長期的には、参議院改革協議会において二院制の下での今後の参議院の在り方や役割を議論していただき、改めて参議院にふさわしい選挙制度を検討することを提案したい。

平成30年5月7日

参議院改革協議会座長 吉田博美 殿

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員長

岡田直樹

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書

本専門委員会は、協議会座長からの委嘱を受け、「参議院選挙制度の改革」について協議を行った。その協議結果を、別紙のとおり報告する。

参議院の新たな役割と都道府県選挙区の意義について

都道府県選挙区議員に期待される役割

- ① 全県的見地からの多様な知見の提供
- ② 県レベルの国政課題への対処 (ex. 災害対応)
- ③ 県レベルの政党機能の遂行・政党政治の発展の取組

※全ての活動において、比例区議員の全国的見地・専門的知見との協働により、院の機能を発揮

倫選特委
政党制度
の審議等

貢献

貢献

貢献

地方創生基本政策委員会

【任務】

- ① 人口急減・超高齢化等の直面する構造・複合問題の解決
- ② 国民生活・行政サービス等の格差是正
- ③ 新機軸政策の策定、都道府県計画のPDCA確保支援、課題解決例の共有 等

【運営】

- ① 全知事・全政令市長、市町村長、議長等のヒアリングなどによる課題抽出・整理 (1、2月)、地方公聴会の開催
- ② 都道府県選挙区議員の意見提出、討議
- ③ 構造的、横断的課題等に対する調査分析・戦略策定、立法、政府勧告 等

連合・委嘱
審査
(2、3月)

建議等

常任委員会
特別委員会
調査会 等

分担審査

① 構造問題対策小委員会

- 構造・複合問題の調査分析・戦略策定
- 政策の立法、勧告等

② 共生社会・格差対策小委員会

- 国民生活・行政サービス・地域政策資源の格差等の調査分析、政策の立法、勧告等

③ 成長・創造対策小委員会

- 新機軸政策の立法、勧告等
- 都道府県計画PDCAサイクルの支援・横展開等

連携

行政監視委

機能強化
改革